会員通知 第80号 平成20年 7月30日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所 理事長 伊 藤 義 郎

有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備に伴う「業務規程」等 の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、 御通知いたします。

今回の改正は、BCPフォーラム「取引所取引専門部会」報告書(平成18年9月公表)における、「証券取引所においては、やむを得ず生じる約定の取消しが必要となる場合の対応策について検討すべきである。」との指摘を踏まえ、有事等の際に、万一、取引記録を喪失し、その復元が困難な場合には、当該約定を取り消すことができるよう、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

・ 有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備 有事等の際に、万一、取引記録を消失し、復元が困難な場合には、当該約定を取り消す ことを可能とし、本所上場有価証券に係る約定取消しルールを整備します。

なお、「本所が定める日」は、平成20年8月1日といたします。

以上

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

		(ページ)
1.	業務規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
2.	立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則	
0)	特例の一部改正新旧対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2

業務規程の一部改正新旧対照表

新 旧 (売買の取消し) (売買の取消し) 第13条 第13条 (略) (略) 2 本所は、天災地変その他のやむを得ない理由 (新設) <u>により本所の売買</u>記録が消失した場合におい て、消失したすべての売買記録を復元すること が困難であると認めるときは、本所がその都度 定める売買を取り消すことができる。 3 第1項又は前項の規定により本所が売買を取 2 前項の規定により本所が売買を取り消した場 り消した場合には、当該売買は初めから成立し 合には、当該売買は初めから成立しなかったも なかったものとみなす。 のとみなす。 <u>4</u> (略) 3 (略) 5 会員は、第1項又は第2項の規定により本所 4 会員は、第1項の規定により本所が売買を取 が売買を取り消したことにより損害を受けるこ り消したことにより損害を受けることがあって とがあっても、本所に対して、その損害の賠償 も、本所に対して、その損害の賠償を請求でき を請求できないものとする。ただし、本所に故 ないものとする。ただし、本所に故意又は重過 失が認められる場合は、この限りでない。 意又は重過失が認められる場合は、この限りで ない。 付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新 旧

(立会外取引に係る売買の取消し)

第9条の2 (略)

- 2 本所は、天災地変その他のやむを得ない理由 により本所の立会外取引に係る売買記録が消失 した場合において、消失したすべての売買記録 を復元することが困難であると認めるときは、 本所がその都度定める立会外取引に係る売買を 取り消すことができる。
- 引に係る売買を取り消した場合には、当該売買 は初めから成立しなかったものとみなす。

5 正会員は、第1項又は第2項の規定により本 所が立会外取引に係る売買を取り消したことに より損害を受けることがあっても、本所に対し て、その損害の賠償を請求できないものとする。 ただし、本所に故意又は重過失が認められる場 合は、この限りでない。

> 付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(立会外取引に係る売買の取消し)

第9条の2 (略)

(新設)

3 第1項又は前項の規定により本所が立会外取 | 2 前項の規定により本所が立会外取引に係る売 買を取り消した場合には、当該売買は初めから 成立しなかったものとみなす。

3 (略)

4 正会員は、第1項の規定により本所が立会外 取引に係る売買を取り消したことにより損害を 受けることがあっても、本所に対して、その損 害の賠償を請求できないものとする。ただし、 本所に故意又は重過失が認められる場合は、こ の限りでない。